

平成 2 4 年度

不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況

労働組合法第 2 7 条の 1 8 の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

なお、当委員会では、平成 2 5 年 3 月から、審査の期間（処理日数）の目標を「1 年 6 ヶ月」から「1 年」に短縮しています。

- 1 平成 2 4 年度係属事件数 0 件
- 2 過去 5 年間に終結した事件の平均処理日数 次表のとおり
(※ホームページに掲載してある「秋田県労働委員会年報」も併せてご覧ください。)

年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	総 平 均	内 訳					(参考) 全 国 平 均 ※暦年
		命令・決定	和 解 ・ 取 下				
			取 下	関与和解	無 関 与 和 解	平 均	
20	(1) 494			(1) 494		(1) 494	512
21							326
22	(2) 358	(2) 358					420
23	(1) 546	(1) 546					564
24							403

(注) () は終結件数